

横浜市立上末吉小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月25日
改訂日 平成29年3月28日
改訂日 平成30年3月24日
改訂日 令和4年2月25日
改定日 令和5年3月23日

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

※法では、いじめを見落とすことがないように、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

②いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、「学び合い みとめ合い 一人ひとりが輝く 上末っ子」「自分や周囲の人々を大切に思い、理解し合う心」の育成という教育目標の実現のための成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。そこで、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校は、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害案件であることを念頭に置き、

- (1) いじめの未然防止
- (2) 早期発見・早期対応
- (3) 適切な対処・措置の3つの視点から具体的な取組を推進していきます。
 - (1) これまで培われてきた学校風土、地域との関係を大切にします。自己有用感の醸成を大切に授業改善や学校経営を行います。学校生活全体を通して適切な人間関係の確立を目指します。児童会組織や人権委員会組織を活用し子ども自らにいじめを考えさせ、いじめをしない、させない、ゆるさない子ども社会の実現に努めます。
 - (2) 校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、許さない体制を組織的に作ります。全職員でいじめ防止に取り組み、人権意識を高めます。
 - (3) 様々な機会を活用し、児童、保護者とのよりよい信頼関係をつくり、連携した対応に努めます。関係機関と定期的に連絡を取り合い、情報交換や支援要請を積極的に行います。学校、行政機関、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、お互いに協力しながら、いじめ防止に向けた活動をしていきます。

③学校いじめ防止基本方針の目的

上末吉小学校いじめ防止基本方針は、上記の方向性の具現化により、いじめの問題の対策を、学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら上末吉小学校および上末吉小学校の子どもが住む地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

2. 組織の設置及び組織的な取組

学年研、ブロック研を充実させ、いじめに関する情報の連絡を密にし、共通理解をして指導にあたります。

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、SC、SSW、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、行政機関などの外部専門家の参加を求めます。

①組織の構成

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次のものとしします。学校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、児童支援専任、特別支援コーディネーター、児童指導部代表、学年主任。また、校長は必要に応じて、保護者の代表としてPTA会長・副会長、外部の専門家参加を要請します。

②組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置のいじめ事案のすべてを、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核

③年間計画

4月	年間計画作成 児童会・人権委員会計画 児童指導部からの確認 児童の実態把握 児童理解・共通理解
5月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 地域訪問 防犯・サイバー教室 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施）
6月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 YPアセスメントの実施（児童理解・学級づくり）
7月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 個人面談 人権研修 いじめ防止研修
8月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 子ども会議
9月	児童の実態把握 児童理解・共通理解
10月	児童の実態把握 児童理解・共通理解
11月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 YPアセスメントの実施（児童理解・学級づくり）
12月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 個人面談 特別支援教育研修 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施）
1月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 いじめ問題にかかわる点検

2月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 児童会振り返り
3月	児童の実態把握 児童理解・共通理解 申し送りの作成 取組の振り返り

※「学校いじめ防止対策委員会」を毎月定期的に行い、情報を共有し、組織的な対応方針を決定する。

3. いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめ防止への取組

- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
 - ・教科・領域の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努めます。
 - ・体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てます。
 - ・教職員が児童理解に努めたり、人権研修などを行ったりして、教師力を高めます。
- 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会ができるよう支援します。
 - ・人権委員会の取組や人権の話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。
 - ・上末っ子人権会議を年2回行い、全校児童でいじめのない、誰もが安心して過ごせる学校に向けた話し合いを行います。
 - ・児童会活動の中で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組が自主的に行えるように支援します。

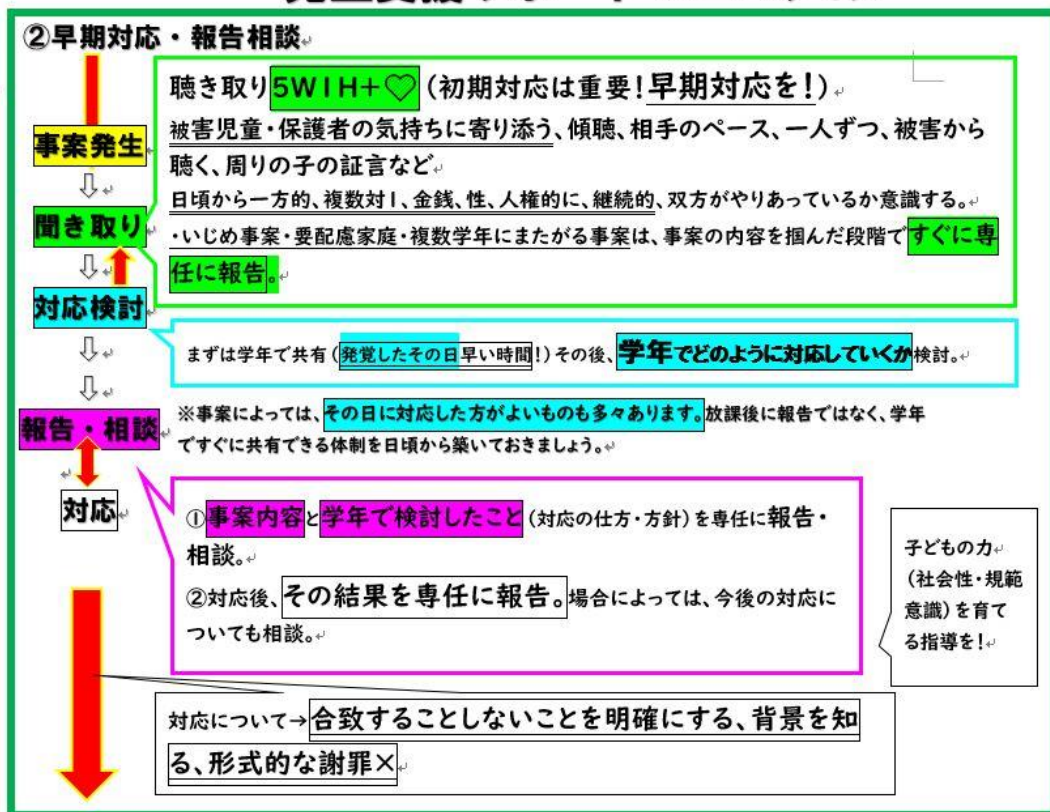
☆児童支援サポートマニュアル（上末独自）



児童支援サポートマニュアル

①いじめ防止基本方針を読む

- ・いじめの定義
「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」
⇒誰にでも起こり得る人権侵害
☆人は誰もが幸せに生きる権利(人権)がある。その幸せを奪う行為は許されない。
☆誰もが安心して過ごすために、学校がすること⇒「いじめ防止基本方針」の徹底
- ・未然防止
道徳の授業、互いに認め合うクラスづくり、自己有用感の醸成を大切に授業
児童会、人権委員会⇒子ども自ら人権意識を高める
教職員の児童理解研修、人権研修⇒子どものサインを見落とさないポイントを共有し、危機察知能力を磨く。
- ・早期発見、初期対応
児童アンケート(年3回)、保護者との連携(日頃の連絡、個人面談等)
- ・適切な対処、措置
組織として対応、児童の心のケア、再発防止策、継続的な支援・指導



②いじめの早期発見

児童支援専任を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的にいじめを認知します。生活アンケートや個人面談の中でも、いじめに対する情報収集を行います。情報は複数職員で共有し、対応事案については「いじめ防止対策委員会」に報告します。担任は児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、学校と保護者はパートナーという基本認識に立ち、相談しやすい環境を構築します。また、児童支援専任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の教育相談を充実させます。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、児童支援専任、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格的成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、「学校いじめ防止対策委員会」で相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的な対応を行います。被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導および支援を行います。

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。その際は、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携していきます。

④いじめの解消

毎月開催する“学校いじめ防止対策委員会”の中で、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされているかどうかを確認し、いじめ解消に向けた進捗状況を共有します。

※特に配慮が必要な児童生徒

いじめはどの子にも起こり得る可能性があり、以下の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

⑤研修

人権研修やいじめ防止研修、特別支援教育研修など、年間計画をもとに校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

⑥学校づくり懇話会や学校運営協議会の活用

いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を配慮した上で、学校づくり懇話会や学校運営協議会等で報告し、連携を図る取組を推進します。

4. 重大事態への対処

○以下の要件を探知した場合は重大事態として認知します。

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

なお、重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有します。

①重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は直ちに横浜市教育委員会等に報告します。また、調査によって明らかになった事実についても同教育委員会に報告します。

②重大事態の調査

学校は、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に資するため、いじめ防止対策委員会が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。また、学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加えて調査を行います。

③児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、ほかの児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。また、いじめを行った児童生徒および保護者への説明を行います。

調査結果は、横浜市教育委員会に報告し、調査結果の公表に関するガイドラインを策定します。

5. その他

横浜市立上末吉小学校いじめ防止対策基本方針は、その内容について、学校づくり懇話会や学校運営協議会等において意見をいただく機会を設けます。また、必要があると認められる際には、改訂し、改めて公表します。